

農政対策資料
平成28年6月

農政をめぐる情勢

目次

I	農協改革をめぐる情勢	1
II	TPPをめぐる情勢	2
III	「骨太の方針」、「成長戦略」等が閣議決定	7

J A 愛 知 中 央 会

今月号のあらまし

I 農協改革をめぐる情勢

農水省は今後、改正農協法の附則や監督指針に基づいて、担い手農家やJAに対する調査を実施する。調査では、JAの営農・販売事業への取り組みや組合員との徹底した議論を行っているか等がヒアリング・調査票などで問われる予定で、一部県域では現在実施中となっている。

また、農業生産資材の価格調査については、5月20日に調査が終了し、27日に自民党の農林水産業骨太方針策定PTにて進捗が報告された。JAの回答率が9割を超える一方、商系の回答率は低く、「公平性に問題がある」として今回に関しては価格の公表は見送られた。

II TPPをめぐる情勢

5月25日、G7伊勢志摩サミットの機会を利用して行われた日米首脳会談にて、安倍総理とオバマ大統領は、TPPの早期の承認に向け努力を続けていくことで一致した。ただし、米国内においては、米国国際貿易委員会(ITC)が「TPPによるGDP増加額」について控えめな試算結果を報告するなど、批准手続きが加速化するような状況には至っていない。

TPP関連対策については、政府・与党の各種会議体で検討が行われているが、その一部は7月の参院選の自民党公約に盛り込まれた。

III 「骨太の方針」、「成長戦略」等が閣議決定

6月2日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)」と「日本再興戦略2016(成長戦略)」等を閣議決定した。

骨太の方針は、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで2年半延期することを明記した上で、平成32年度の基礎的財政収支を黒字化する目標は堅持する内容となっている。成長戦略では、名目GDP600兆円の達成に向け、潜在需要の掘り起こしや、産業構造の転換を支える人材の強化等を課題として、解決に取り組むとしている。

Ⅰ 農協改革をめぐる情勢

— 自己改革にかかる J A 向け調査が開始される —

1. 自己改革にかかる担い手・J A 向け調査について

- 農水省は、改正農協法の附則や監督指針に基づき、担い手農家・J A それぞれに対して、J A の営農購買・販売事業の取り組みや農家との議論等、J A の姿勢の変化に係る調査を実施する。

2. 農業生産資材等の販売価格調査について

- 農水省は、全農および関係機関（商系卸団体等）に農業生産資材の販売価格の調査を依頼した。
- 5月27日、自民党の農林水産業骨太方針策定PT（小泉委員長）の会合にて、農水省は価格調査についての進捗を報告した。進捗状況は次ページの通り。同会合には全中・全農も出席している。なお、出席メンバーからは、J A グループへの期待や、単純に価格のみを比べる不公平な比較とならないよう、公表の仕方を工夫するよう求める声等が相次いだ。
- 同会合において、小泉委員長は、J A グループに対し、価格公表のための条件の検討、調査結果についての検証・分析、それを踏まえ安価で資材が提供できる取り組みを進めることなどを依頼した。当依頼の結果については、参議院選挙後には報告を求められるものと想定される。
- なお、価格の公表については、商系の回答率が低いことなどから、「公平性に欠ける」として見送られることとなった。ただし、小泉議員は「何らかのタイミングで公表したい」と強調している。

3. 施設・物流の効率化について

- 現在政府・与党は、生産資材や流通・加工に関して検討を進めているが、その一つのテーマとして J A の施設利用・物流の最大限活用が議論となっている。そこで、施設・物流に関する J A グループの自己改革を加速化するとともに、政府・与党等に対し現場実態に即した主張を行うため、J A ・連合会の施設・物流の稼働実態や課題等を全国段階で調査する。

II TPPをめぐる情勢

— TPP関連対策、参院選の自民党公約に盛り込まれる —

1. TPP協定をめぐる情勢

- 5月17日、ペルーにおけるAPEC貿易担当大臣会合の機会を捉え、TPP閣僚会合が開催された。閣僚等による共同声明（別紙）では、「各国が国内手続の完了に向けて誠実に取り組んでいる」旨が確認されるとともに、TPPへの新規参加の場合の基準や参加に必要な条件について当該国が理解できるよう取り組むことに合意したとされている。
- 米国のフロマン通商代表は、「各国が協定を遵守し、議員の地元の有権者が約束通りの恩恵を受けることができるという保証を提供する」ため、TPPの義務に関する「実施計画」を策定中である旨を述べており、米国議会の説得に向けた各国との協議も行われたものと見られている。
- また、25日には、G7伊勢志摩サミットの機会を利用して日米首脳会談が開催された。安倍総理およびオバマ大統領は、TPPの早期の承認に向け努力を続けていくことで一致した。
- なお、サミットでは、安倍総理とEUのトゥスク大統領、英仏の首脳らの連名で日欧EPAについて「本年のできる限り早期に大筋合意に達するとのわれわれの強いコミットメントを再確認した」とする共同声明が出された。ただし、自動車関税の撤廃を求める日本と、豚肉やチーズなどの市場開放を求めるEUとの間の隔たりは埋まっておらず、今後、交渉が進展するかは不透明とされる。

2. 米国の動向

- 米国国際貿易委員会（ITC）は、5月18日、TPA法の規定に基づき、米国における実質的なTPPの影響試算と位置づけられる報告書（ITC報告書）を大統領および議会へ提出した。
- 米国のTPP推進派は、ITC報告書においてTPPが米国経済に多大な恩恵をもたらすと試算されれば、批准手続きが滞る現状を打開しようとして、その内容を注目していた。しかし、こうした期待とは裏腹に、TPPによる経済効果は、発効後15年後までに実質GDPが4兆7千億円（0.15%）増加するという試算結果に留まった。

<参考>

日本政府の試算（2015年12月）では、TPP発効によって実質GDPに約1.4兆円の拡大効果があると見込んでいる。

- 産業分野別では農業・食品産業（とりわけ乳製品、牛肉、加工食品）が最も恩恵を受けるとされたが、TPPが無かった場合と比較し、発効後15年間で産出額が0.5%増加するなど控えめな内容であった。一方、製造・天然資源・エネルギー産業の産出高はマイナスとなり、雇用も減少すると試算されるなど、不利益の生じる分野もあるという結果となっている。

- また、ITC報告書においては、日本とのコメに関する合意について、「米国のコメ業界の理解によると」と前置きした上で、既存の一般輸入からSBS方式に変更される6万トンの8割（4万8千トン）を米国向けに確保する「明示されていない約束」があるとしている。
- これに対し、森山農林水産大臣は、24日の閣議後会見で「文書化されていない約束は存在していない。SBS取引は市場の需要動向に基づいて人札が行われるため、米国向けの数量保証は仕組みとしても不可能。」と説明した。

3. TPP関連対策をめぐる情勢

(1) 政府の動向

- TPP関連対策12項目の具体化については、政府では産業競争力会議や規制改革会議・農業WG、輸出力強化WGで検討が行われている。これらの検討結果は、今秋に想定される「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に盛り込まれる予定である。
- 農林水産業の輸出力強化WG（座長：石原大臣）では、事業者からのヒアリング等を積み上げ、5月12日に「農林水産業の輸出力強化戦略」をとりまとめた。これは、事業者の円滑な輸出に資するよう、今後国がどのように施策を展開していくか方向性を示したもので、品目別・国別の対応の考え方も整理されている。
- 産業競争力会議は、5月19日に新たな成長戦略（日本再興戦略2016）の案をとりまとめた。そのなかに設けられた「官民戦略プロジェクト10」には、これまでの成長戦略にも盛り込まれていた農地政策等に加え、輸出力強化WGのとりまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」が反映されるとともに、資材価格形成・生産物流通の改革や産業界との連携強化などが盛り込まれている。
- また、経済財政諮問会議（議長：安倍総理）は、5月18日に骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2016）の案をとりまとめた。
- 農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：安倍総理）は、5月19日の会合において、輸出力強化WGが作成した「農林水産業の輸出力強化戦略」を承認するとともに、産業競争力会議・規制改革会議および農林水産省から、TPP関連対策12項目の具体化等の検討状況の報告を受けた。
- 政府は6月2日、「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」を閣議決定するとともに、政府諸会議の答申に基づき、「日本再興戦略2016（成長戦略）」、「規制改革実施計画」、「ニッポン一億総活躍プラン」等もあわせて閣議決定した。それぞれの概要については次章に記載する。

(2) 与党の動向

- 自民党は、TPP関連対策のうち6項目について、農林水産戦略調査会の下に設置した「農林水産業骨太方針策定PT（委員長：小泉議員）」において検討してい

る。それ以外の6項目については、「農業基本政策検討PT（座長：宮腰議員）」および「畜産・酪農対策小委員会（委員長：坂本議員）」で検討されている。

- このうち、農林水産業骨太方針策定PTについては、4月22日に論点整理（今後の議論の方向性の整理）を行った上で、5月11日には以下の内容の緊急提言を行った。この内容については、参院選後、PTでの議論の中心になると考えられる。

【自民党農林水産業骨太方針策定PT「論点整理を踏まえた緊急提言」（抜粋）】

日本再興戦略や平成29年度予算等関連予算への反映など今後の対策に対する提言をとりまとめる。なお、今回の提言は緊急的なものであり、本PTでは今後も継続的にヒアリングを続けるなど、本年秋のとりまとめに向けた議論を精力的に行っていくこととする。

I 農業イノベーション関係

- ・ I o T活用、農業ベンチャー企業の表彰制度の創設
- ・ 生産資材価格や流通・加工構造の「見える化」によりコスト削減や農産物の有利販売が自律的に進む環境づくり など

II 人材力強化関係

- ・ 農業経営塾の全国展開と青年就農給付金の改善など

III 原料原産地表示関係

- ・ すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示

IV 輸出力強化関係

- ・ 生産者の所得向上に繋がる輸出基盤拡大のための官民それぞれの組織・体制の抜本的強化など

※ I o Tとは…パソコン類以外をインターネットに繋ぐこと。例えば、圃場にインターネットに接続されたセンサー類を設置し、土壌の温湿度などを管理・分析しネット経由で生産者に提供する技術などが挙げられる。

- 自民党における骨太方針策定PT、基本政策検討PT、畜酪小委の検討内容は、農林幹部の調整をふまえ、5月19日の農林水産業・地域の活力創造本部における報告に反映されており、さらに6月3日に発表された夏の参議院選挙の公約にも一定程度反映された。自民党の公約は次の通り。

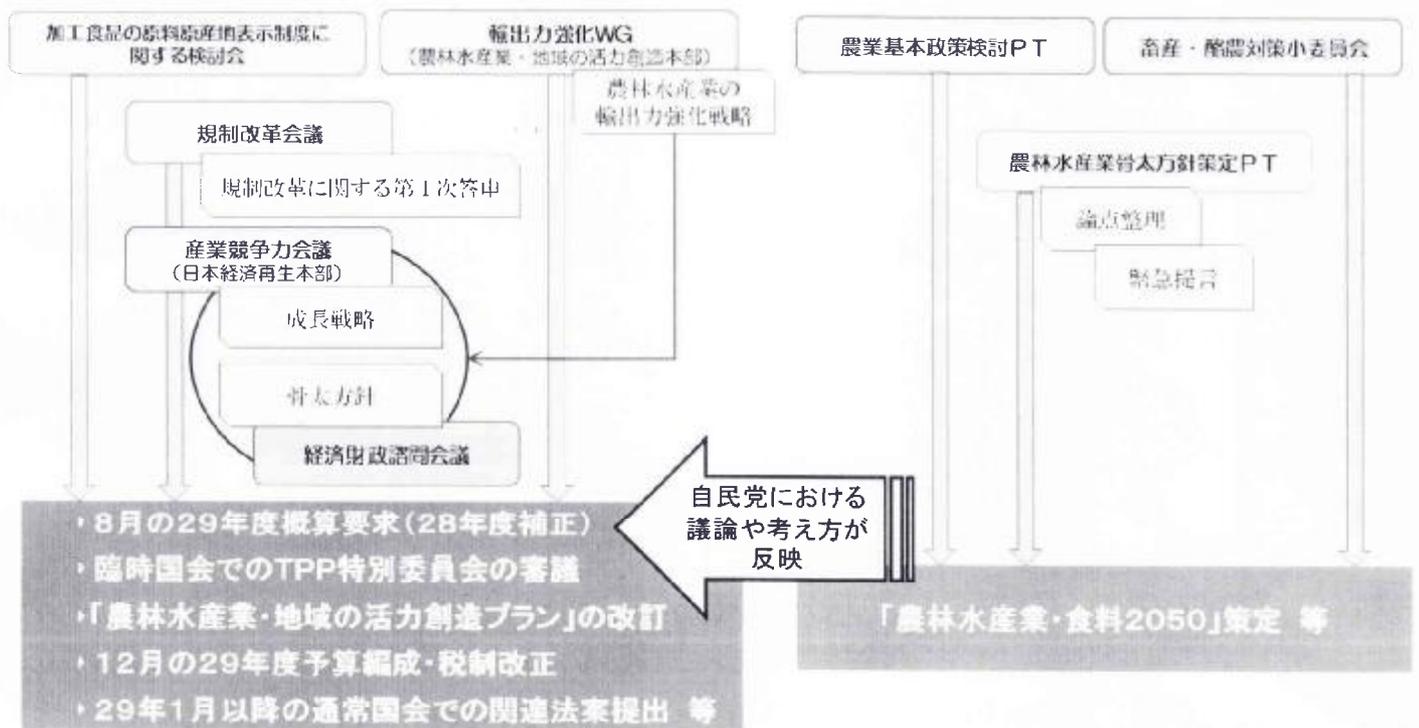
【自民党、参議院選挙公約（6月3日）の農業関係抜粋】

- TPP対策
 - ・ 国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ
 - ・ 畜産クラスターの構築や産地パワーアップ事業推進
- 水田フル活用
 - ・ 米の直接支払い交付金の財源も活用し、予算は責任を持って恒久的に確保
 - ・ 飼料用米の生産努力目標（2025年に110万トン）を確実に達成
- 農業農村整備事業
 - ・ 10年度の大幅削減前の水準に可及的速やかに復活させることを目指す
- 生産資材
 - ・ 生産コスト改革を断行
- 原料原産地表示
 - ・ 全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示
- 都市農業
 - ・ 賃借する場合への相続税納税猶予制度適用など税制上の措置を検討

- 今秋に向けて、自民党は、参議院選挙後から「農林水産業骨太方針（農林水産業・食料2050）」、「農政新時代人材力強化」、「輸出力強化」などをとりまとめている。
- これら自民党の議論や考え方が、8月の29年度概算要求（28年度補正）、臨時国会でのTPP特別委員会の審議、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂、12月の29年度予算編成・税制改正、29年1月以降の通常国会での関連法案提出などにつながっていくことが想定される。

【継続項目を検討している政府の会議体のイメージ】

【継続項目を検討している自民党の会議体のイメージ】



ペルー・アレキパAPEC貿易担当大臣会合の際の 環太平洋パートナーシップ閣僚会合 共同声明（仮訳）

於：ペルー・アレキパ

環太平洋パートナーシップ（TPP）署名国の閣僚が、TPP協定の承認に向けた各国の国内手続の進捗状況を再確認するために、本日、アジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合の際に会合を開催した。閣僚は、12か国が2016年2月4日にニュージーランド・オークランドにおいてTPPに署名して以来初めて、会合を開催した。

会合に参加したのは、ジャスティン・ブラウン・オーストラリア外務貿易次官、リム・ジョク・ホイ・ブルネイ外務貿易省次官兼首席交渉官、クリスティア・フリーランド・カナダ国際貿易大臣、アンドレス・レボジェド・チリ貿易担当副大臣、大江博日本首席交渉官、ムスタパ・モハメッド・マレーシア国際貿易産業大臣、イルデフォンソ・グアハルド・メキシコ経済大臣、トッド・マクレイ・ニュージーランド貿易大臣、マガリ・シルバ・ペルー通商観光大臣、リム・フンキャン・シンガポール貿易産業大臣、マイケル・フロマン米国USTR代表及びチャン・ゴック・カイン・ベトナム商工副大臣兼首席交渉官である。

閣僚は、参加エコノミー間の互恵的な繋がりを強化及び拡大し、地域及び世界の競争力を向上させ、雇用及び新しい機会の創出を支援し、経済成長及び発展を促進し、イノベーションを支援し、貧困の軽減を促進し、並びに、各国国民に最大の利益を確保するという目標を共有することを強調した。世界の国内総生産の約40%を占める国々を結びつけるTPPが、これらの目的を前進させることを認識しつつ、閣僚は、各国の国内手続の完了に向けて、誠実に取り組んでいる。

TPPは、世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて、新しい、説得力のある、高い水準の、バランスの取れた貿易モデルを作り上げる。既に我々は、この地域のエコノミーが参加に対する関心を表明するのを見てきており、閣僚は、関心のあるエコノミーがTPPに示された基準及びルール、並びに、協定発効後に参加を希望する場合に満たす必要のある必要条件を理解することを確保するため、関心のあるエコノミーと二国間で引き続き取り組むことに合意した。

Ⅲ 「骨太の方針」、「成長戦略」等が閣議決定

— 消費税率10%への引き上げ延期を明記 —

1. 「骨太の方針」等の改訂

- 政府は、6月2日の閣議で、「経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)」と「日本再興戦略2016(成長戦略)」、「規制改革実施計画」等を閣議決定した。

2. 「骨太の方針」の内容

- 「骨太の方針」とは、年末の予算編成や税制改正の指針とするために、国の財政や経済政策の基本方針をまとめたものである。本年度版は「600兆円経済への道筋」が副題となっており、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで2年半延期することを明記した上で、平成32年度の基礎的財政収支を黒字化する目標は堅持するとした。
- 方針では、日本経済を「大きな変化はない」としながら、世界経済の見通しに関し下方リスクが高まっており、「力強さを欠いた状況」と評価している。このため、人口減少・現役世代の先行き不安等の構造的課題への取組により、潜在成長率を高め、需要を拡大していくことが重要としている。
- 農業分野(別紙1)については、「攻めの農林水産業の展開」を掲げ、TPP関連政策大綱に基づく施策を着実に実施することを前提に、生産資材価格形成の仕組みを見直すこと、ITの活用による農業イノベーションを創出することなどが盛り込まれた。また、平成32年までに農林水産物の輸出を1兆円とする目標を前倒しで達成する方針も掲げている。
- 29年度予算編成のあり方について「経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前からエビデンスを基に議論と精査を進める」ことや、「主要分野ごとの改革の取組を大胆に推進するためのメリハリの効いた予算」とされた。農業関係予算については、TPP関連対策12項目の具体化等に関する政府諸会議体・自民党の検討状況を踏まえ、成長産業化に資する予算措置が見込まれるものの、消費税増税延期にくわえ、財政健全化に向けた歳出改革の方向性が示されるなか、全体としての予算確保に向けて厳しい情勢となることが想定される。

3. 「成長戦略」の内容

- 「成長戦略」とは、経済成長を促すための政策をまとめたもので、平成25年度

に第一弾が作成されて以降、今回で4回目の改訂となる。

- 本戦略の概要は、名目GDP600兆円の達成に向け、①潜在需要を掘り起こし、新たな市場を創出・拡大する、②人手不足を解消するための生産性の向上、③産業構造の転換を支える人材の強化、この3点を課題として、解決に取り組むというものである。
- この中で、農業分野（別紙2）については、生産資材の価格低減へ向け、①農家がよりやすく調達できる方策、②農協・商系を問わず、流通業者間の競争を活性化する取り組み、③公正で自由な競争を確保する方策を検討し、今秋を目途に具体策をまとめることとしている。また、民間の金融機関に対し、農業融資に関する知識の取得や農業者との交流を促し、農業融資を活性化する旨も盛り込まれている。

4. 「規制改革実施計画」の内容

- 6月2日には、規制改革実施計画（別紙3）も閣議決定された。農業関係の規制改革重点事項は、「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」と「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」の2点である。
- 「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」については、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、指定生乳者団体制度の是非等の抜本的改革について検討し、結論を得るとされている。
- 「生産資材価格形成の仕組みの見直し」については、「成長戦略」にも盛り込まれた生産資材の価格低減に向けた諸方策の検討を進める旨や、公正かつ自由な競争を確保する方策を実施するとしている。具体的には、公正取引委員会が4月15日付で各地方事務所に設置した、農業者等から違反被疑行為の情報を収集する情報提供窓口について、農水省とともに積極的な公表・周知活動を行うとしている。また、農業分野における独占禁止法違反の取り締まりの強化を図る旨も盛り込まれている。

「骨太の方針」農業関係部分抜粋

以上の地方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。これにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」²⁶に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円を目指す。

④ メンテナンス産業の育成・拡大

公共施設や民間の建築物の維持管理・更新を行うメンテナンス産業の育成・拡大を図るため、新技術の掘り起こしや幅広い業種からのメンテナンス市場への新規参入等を促進していく。また、メンテナンス技術や関連する企業の海外市場への展開を図る。

⑤ 観光の基幹産業化

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、観光関係の規制・制度の総合的な見直し、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、世界水準のDMO²⁷の形成、政府レベルの支援体制の構築によるMICE²⁸誘致等を行う。また、羽田空港の飛行経路見直しやコンセッション等による空港の機能強化、地方空港のLCC²⁹等の受入れ促進、クルーズ船受入れの更なる拡充を図る。そのほか、高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備、立体道路制度の拡充による交通モード間の接続強化、PPP/PFI手法の活用等による無電柱化、自転車利用環境の創出や容積率緩和制度を活用した宿泊施設等の整備を推進する。さらに、革新的な出入国審査などのCIQ³⁰の体制整備、通信環境やキャッシュレス環境などのソフトインフラの改善を推進する。

訪日外国人旅行者を含め外国人が安心して日本の医療機関を受診できる環境を整備するため、外国人患者受入体制が整備されているとして認証を受ける医療機関や、医療通訳等が配置された病院など、外国語診療が可能な医療機関を増加させていく。また、それらの医療機関の情報提供を充実させる。

⑥ 攻めの農林水産業の展開

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業等を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」³¹及び「食料・農業・農村基本計画」³²に加え「総合的なTPP関

²⁶ 「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

²⁷ Destination Management/Marketing Organization：観光地域づくり推進法人

²⁸ 企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称。

²⁹ Low Cost Carrier：低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社。

³⁰ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

³¹ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）

³² 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）

連政策大綱」³⁵⁾に基づく施策を着実に実施し、夢と希望の持てる「農政新時代」を創造する。

I Tの活用等による農業イノベーションの創出、食の安全の確保、6次産業化の推進、担い手への農地集積・集約化のため農地中間管理機構の取組の強化、農協等改革の実施、多様な担い手の育成・確保³⁶⁾、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化等により、畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料等）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度³⁷⁾の導入を検討する。土地改良事業については、高付加価値化・生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や維持・保全等を一層推進する。また、米政策の改革を着実に進めること等により、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するとともに、食料安全保障の確立等を図る。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農業者の就業構造改善、農親連携、集落間連携、都市農業振興等を進める。

「森林・林業基本計画」³⁸⁾に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLT³⁹⁾やCNF⁴⁰⁾等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

水産資源の浜ごとの特性等を踏まえた管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、水産物の消費拡大等を図る。

(3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

① TPPを活用した新たなグローバル・バリューチェーンの構築等

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の早期発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAなどの経済連携協定や「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」⁴¹⁾の下、投資関連協定の締結を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを

³⁵⁾ 「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）

³⁶⁾ 「緑の雇用」施策等を参考にした育成・確保を図る。また、農林水産高校の実践的な教育の実施を含む。

³⁷⁾ 生産者等から資金を徴収し、これを原資として生産者が主体となって販売促進活動等を行う制度。

³⁸⁾ 「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）

³⁹⁾ Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）：直交集成板

⁴⁰⁾ Cellulose Nanofiber（セルロース・ナノファイバー）：木材等から得られるセルロース繊維の集合体（パルプ）をナノ化（微細化）したもの。

⁴¹⁾ 「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月11日公表）

目指す。

TPPにより自由で公正な8億人の巨大経済圏が誕生することで、様々な分野でグローバル・バリューチェーンが構築され、輸出や海外展開による海外市場の取り込み、海外からの投資の拡大、ひいては国内での投資や生産性向上が進み、我が国経済を新たな成長経路に乗せることが期待されている。こうしたTPPの効果が最大限発揮されるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、必要な施策を講ずる。

具体的には、「新輸出大国コンソーシアム」の下で、国、地方公共団体、JETROなどの支援機関が連携して、中堅・中小企業の海外展開を総合的に支援する。更なる海外展開が見込まれるコンビニエンス・ストアなど流通産業との連携を促進し、日本の優れた製品の海外での販売を後押しする。海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備⁹⁰を行う。また、法の支配の理念の下、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）を含む国際紛争への対応・未然防止を強化する。

② 対日直接投資の更なる促進

TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）となることを目指し、我が国の強みを活かし、外国企業の投資や国内企業との連携を促進する方策など、対日直接投資推進会議で取りまとめた政策パッケージを踏まえ対日直接投資を更に促進する。

具体的には、総理・閣僚のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携・機能強化による対日直接投資の案件発掘・誘致活動に取り組み、外国企業の高付加価値部門を我が国に誘致する。また、我が国の中堅・中小企業が外国企業の経営資源を活用して技術力強化、販路拡大等に取り組み成長力を強化できるよう、JETROと地域金融機関等との連携強化やJ-GoodTech（ジェグテック）の活用により「グローバル・アライアンス推進スキーム」の機能を強化し、資本提携を含めた両者の提携促進のための取組を強化する。

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」⁹¹の着実な実施に加え、高度外国人材の更なる受入れのための制度改善や外国人の子供の教育環境の充実、日本法令の外国語訳の拡充、日本人に対する英語教育の強化、日常生活の場面での外国語対応の促進など、対日直接投資促進のための環境整備に取り組む。

また、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議を中心に検討し、1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

あわせて、事業環境の国際的なイコールフットINGの確保に向け、規制改革の更なる推進や産業インフラの機能強化など、日本の立地競争力を強化するための制度改革に

⁹⁰ 海外市場をめぐる法や運用等の調査・研究を活用した企業活動の支援を含む。

⁹¹ 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）

不断に取り組む。

③ 「日本ブランド」の下での戦略的な輸出・観光促進

農林水産品、省エネ・省資源、インフラシステム、医療・健康サービス、美容サービス等分野横断的に、「安全」・「安心」・「高品質」などの評価を「日本ブランド化」するとともに、在外公館等の活用や民間主導による国内拠点構築等を通じ、日本食・日本産酒類、コンテンツ等の輸出や文化の創造・対外発信などクールジャパン戦略を推進し、輸出・観光を促進する。

我が国のインフラシステム輸出を一層促進するため、「インフラシステム輸出戦略」⁴²や「質の高いインフラパートナーシップ」⁴³を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」⁴⁴に基づき、世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大や更なる制度改善、関係機関の体制強化と財務基盤確保を行う。あわせて、戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化や現地人材の育成、積極的なトップセールス、相手国制度構築支援などの相手国のニーズを踏まえた施策を政府横断的に推進する。また、航空・宇宙・海洋産業の振興を図る。

「農林水産業の輸出力強化戦略」⁴⁵に基づき、民間の意欲的な取組を支援する観点から、統一的・戦略的なプロモーション⁴⁶と販路開拓、卸売市場の輸出拠点化や海外の販売拠点の設置、鮮度保持輸送技術の普及、食品安全や検疫など諸外国の規制の緩和・撤廃、HACCP⁴⁷などの食品安全基準やGAP⁴⁸等への対応等の取組を推進することにより、2020年（平成32年）の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指すとともに、食品産業のグローバル展開を図る。

④ 外国人材の活用

高度外国人材の受け入れを拡大するため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の要件の見直し・利用促進、日本での就労希望者（留学生、ODA等による高度人材育成事業対象校の外国人学生、JETプログラム終了者等）と採用意欲の高い企業側のマッチング支援、JETプログラムの拡充、外国人留学生の日本における就職率

⁴² 「インフラシステム輸出戦略」（平成28年5月23日改訂）

⁴³ 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月21日安倍総理発表）及びその具体策（同年11月21日安倍総理発表）

⁴⁴ 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日安倍総理発表）

⁴⁵ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）

⁴⁶ 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、特徴ある景観等の観光資源の魅力を「食と農の景勝地」として認定し、効果的かつ一体的に海外発信し、訪日外国人旅行者を誘客する取組等。

⁴⁷ Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点）：食品の衛生管理の手法

⁴⁸ Good Agricultural Practice：農業生産工程管理

の5割への引上げ、外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進める。

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れを拡大するとともに、オリンピック・パラリンピック関連事業の円滑な執行に向けて建設分野の外国人材を受け入れる制度等を活用する。

また、外国人の就労状況を把握する仕組みを改善しつつ、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化を進める。

さらに、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

「成長戦略」農業関連部分抜粋

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」、これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードである。農地集積・集約化を通じた生産規模の拡大を進め、売上げを増しながら、生産コストや中間マージンの削減を徹底的に行い、国内外の新たなマーケットに挑戦していく。「産業」としての、こうした流れを加速していく。

8億人の巨大市場をつくりだすTPPは、農林水産業にとって、大きなチャンスである。世界からも評価されているおいしく、安全な日本の食を、徹底的に世界にアピールし、成長する世界の需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていく。

世代間のバランスのとれた持続可能な農業構造としていくことが重要であり、農業を若者、女性にとって魅力ある「職場」とするため、知恵を絞らなければならない。勘と経験は、財産である。しかし、それが一人の農業者の中に閉じ込められていては、まさに宝の持ち腐れであり、いずれ失われてしまう。若者・女性を含めて次世代に幅広く勘と経験を伝承する。そのためにも、ノウハウの見える化を行い、スマートフォンやタブレット端末に日常生活から親しんでいる若者や女性が効率的に技術を修得できるよう、農業のIT化や自動化を可能な限り進めていくことが重要である。

本年3月4日の未来投資に向けた官民対話では、農業界と経済界が協力して、頑張る農業者を地域の現場レベルから全国的な取組までを通じて幅広く応援するとの決意が表明され、協力体制の構築が確認された。経営力をはじめとする人材力の強化、徹底したコスト削減、輸出力の強化、IT化・自動化など、農業者だけでは一朝一夕には解決できない課題も多い。政府・農業界・経済界でしっかりタッグを組んで、具体的な取組を実行していく。

<鍵となる施策>

- ① 農地中間管理機構の機能強化
- ② 生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現
- ③ 人材力の強化
- ④ 輸出力の強化

- ⑤ スマート農業の推進（遠隔監視による無人自動走行の実現：2020年まで）
- ⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」（2013 年度末：48.7%）

⇒2015 年度末：52.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」（2011 年産の全国平均のコメの生産コスト：16,001 円/60kg）

⇒2014 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営* 11,558 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 28%減）

・組織法人経営** 11,885 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 26%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

** 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 27ha）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」（2010 年：1 万 2,511 法人）

⇒2014 年：1 万 5,300 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円とする」

⇒2014 年度：5.1 兆円*

* 食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする」（2014 年：236 件）

⇒2015 年（4 月末）：284 件

《KPI》「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しで達成する」（2012 年：4,497 億円）

⇒2015 年：7,451 億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得の向上を図るため、これまで「日本再興戦略」に基づき、米政策改革、農協改革等を推進し、農地中間管理機構の創設等を通じ農地の集積・集約を進めてきた。この結果、100haを超えるようなこれまでにない規模の経営も生まれつつあり、このような動きを一層加速する必要がある。また、8億人の巨大市場をつくり出すTPPは、農林水産業にとって大きなチャンスであり、「攻めの農林水産業」への転換が一層求められる。

このためには、「日本再興戦略」で示された改革事項や「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に基づく施策を着実に実施するとともに、産業界との連携や、ITシステム・ビッグデータの利活用等、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、売上げの拡大や生産コスト・中間マージンの削減等による生産性の徹底した向上を進める必要がある。

このため、以下のとおり、i) 経営体の育成等による生産現場の強化、ii) 6次産業化の推進等によるバリューチェーンの連結、iii) 世界の食市場を取り込むための輸出力の強化、iv) 林業の成長産業化、v) 水産業の成長産業化に取り組む。

i) 生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績（借入・転貸）は、初年度（2014年度）の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

- ・機構の実績向上のためには、都道府県知事の強力な指導力が不可欠であり、都道府県による機構活用のインセンティブが高まるよう、実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みを導入する。具体的には、当該仕組みの対象となる予算項目と機構事業の実績に応じた配分方針について速やかに公表するとともに、当該方針に基づいて、昨年度の機構事業の実績公表後に配分される対象予算について機構事業の実績を考慮し、配分することとする。それ以降の施策配慮の仕組みについては、配分による効果等を検証しながら、対象とする予算や配分の仕方について必要に応じ見直しを行

- う。
- ・農地流動化に向けた地域の農業者等の話し合いを促進するため、農地情報を効率的に公開しつつ、機構等に対し、農業法人経営者や企業経営者の更なる登用など役員体制の整備、農地の大区画化に実績を挙げている土地改良区や農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化を含めた現地でのコーディネート活動の充実、遊休農地の課税強化の措置の周知と農地の集積・集約化のための機構に貸し付けた農地の課税軽減の措置の活用等を要請するとともに、その実施状況を把握・公表する。
 - ・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。
 - ・農地の大区画化等を進める農地整備について、機構により農地の集積・集約が進められている区域での実施を一層強化する。これらにより土地改良事業を一層推進する。また、日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、生産条件が不利な中山間地域については、その特性に応じた産地の収益力向上を図る。

② 米政策改革の着実な実施

- ・水田農業の競争活性化のためには、個々の経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境が必要であり、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施する。また、このような工程を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・米については、主食用米及び飼料用米を対象に生産性向上のKPIを設定しており、PDCAサイクルを通じ確実に達成する。飼料用米については、PDCAサイクルを回す前提として本年秋までに生産コストの内訳を調査・公表するとともに、先進的な取組等を基に作成した生産コスト低減マニュアルを現場に周知・徹底する。

③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保

ア) 経営力のある農業者の育成

- ・意欲ある農業者が、オンラインでの講座も活用しつつ、営農活動と並行して販売、財務、組織管理等の経営に必要な事項を学ぶことができ

るよう、地方自治体、大学、民間機関等による学習の場を立ち上げ、充実・強化する。

イ) 経営体の強化

- ・個人経営の法人化を一層推進するとともに、法人の経営改善を支援する。このため、農業分野における税理士、中小企業診断士などの経営専門家のより一層の活躍に向け、農業分野との接点を広げるための交流会や経営専門家間でノウハウ等の共有を進めるための研修会等を都道府県単位で実施する。
- ・個々の農業経営体が自前で研究・開発部門を持つことは技術的、財政的に困難が多いことから、大学・試験研究機関等の研究成果を農業者等が利用しやすい形で公表するとともに、明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって、先端技術の開発・現場実証を行う仕組みを設ける。

ウ) 次世代人材の確保

- ・若者の就農・定着を促進するため、従来の施策の見直しとともに、次世代を担う人材への投資についての施策を検討する。
- ・農家所得の向上につながる新たな技術やサービスを提供する農業関連ベンチャーの活躍や参入を促進するため、表彰制度の創設等を進める。

エ) セーフティネットの整備

- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度について、事業化調査を進めるとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- ・大規模経営の創出に伴う離農者の就労の場の確保にも資するため、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）の見直し等を行い農村地域の雇用を創造する。

④ 成長に必要な資金の供給

- ・経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を、個人保証に過度に依存しない形で実施することを可能にするため、株式会社日本政策金融

公庫等が本年2月以降本格的に取り組んでいる事業性評価融資について、来年4月以降、実施状況の点検・評価を行い、必要な改善を行う。

- ・民間金融機関による農業融資が活性化するよう、民間金融機関を対象とした研修会の開催等により農業に関連する知識の習得や農業関係者との交流を促進するとともに、株式会社日本政策金融公庫と民間金融機関との連携を強化し、農業融資のノウハウの提供等を進める。また、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・意欲ある農業法人による大規模な経営発展を目指す取組に対応するため、農業法人投資育成事業による農業法人への投資について、1投資主体における1投資先についての投資金額の比率の上限を引き上げる。

⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用

ア) 産業界との連携

- ・農業界と産業界の連携を強化し、農外の知見の活用による生産性の向上を促進するため、先端技術を有する企業との共同による最先端のモデル的技術の開発や、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、更なる経営発展に生かすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備するとともに、従業員のキャリアアップの促進を図るため、農業分野の実態に即した実践的な人材育成プログラムの検討等を進める。

イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し

農業生産資材（農業機械、肥料、飼料、農薬等）について、農業者の所得向上につながる価格形成の仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
- ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた

生産資材メーカーの取組

- ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- ・生産資材の安価な調達を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現

- ・優れた国際競争力を持つ革新的な温室生産システムを生み出したオランダのフードバレーの事例等を参考に、我が国においても、オープンイノベーションによる革新的な研究開発を進める。このため、本年4月に設立された「産学官連携協議会」等を活用し、日本食・食産業のグローバル展開、健康増進産業の創出、新たな生物系素材産業の創出等の6つのテーマで研究を進め、事業化・商品化が有望な研究成果を生み出す。

エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善

- ・労働力不足による成長制約を打開するため、経験の浅いオペレーターでも熟練農業者並みのトラクター操作が可能となる GPS 自動運転補助装置の普及を図る。このため、準天頂衛星の4機体制が整備される2018年までに海外製品よりも大幅に安い製品の市場投入を目指し、メーカー、大学等の共同研究による技術開発を推進する。
- ・夜間走行、複数走行、自動走行等により、現行の技術体系の下での土地利用型農業の規模限界を打破する高精度 GPS 等の地理空間情報（G空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムを実用化する。このため、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。
- ・農業分野で普及しつつある IT システムの高度化や、ビッグデータの利活用を推進するため、農業 IT システムで利用される各種の名称、規格等の標準化やその実装を進める。このため、「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」（平成28年3月31日 IT 総合戦

略本部・新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ)に基づき、本年度においては、昨年度策定した農作業の名称や環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン(本格運用版)、標準利用規約ガイド等を全国に展開・普及する取組等を推進するとともに、農作物の名称や農業情報のデータ交換インターフェースに関する個別ガイドライン(本格運用版)の策定等を行う。

- ・AI(人工知能)やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、「人工知能未来農業創造プロジェクト(仮称)」に取り組み、手作業の軽労化・効率化を実現するロボットの開発や、シェアリングによる流通効率化等の社会実験を進める。
- ・先人の知恵と科学的知見を取り入れた土づくり技術の普及を通じて持続可能な農業を推進し、有機農産物等に対する消費者ニーズに対応するため、生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるよう、外部の「土づくり専門家」と地域の普及組織等が連携して行う土づくりの取組を推進する。
- ・生産基盤の整備に当たっては、ICTの活用による水管理の省力化技術の導入等を推進する。

オ) 都市における新産業としての農業の振興

- ・都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)の制定を受け、都市にしかない斬新で多様な切り口を生かした新しい農業を振興するため、新たな取組の場となる農地の確保や、新規就農者、ベンチャー意識を持った企業等の参入を促進するための法整備等を行う。また、都市農業の成長産業化を図るため、ICTを活用した農業等について検討を進める。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現

農業者の所得向上のため、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立に向けた仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意

される流通構造を形成するための方策

- ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場等の取組
- ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策
- ・農業者に有利な条件での農産物の販売を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

② 生乳の生産・流通構造の改革

指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養^{かんよう}、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について本年秋までに検討し、結論を得る。

③ 6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が、十分な投資実行により、農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすこととなるよう、農業法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援の方策を検討する。また、スピード感を持った事業展開が可能となるよう、案件審査や管理について現場の裁量を拡大することを求めるとともに、複数の都道府県をまたぐ6次産業化の案件が円滑に形成されるよう A-FIVE による直接出資の活用を進めるよう求める。これらの対応の成果を確認し、その進捗を見極めつつ、投資対象の拡大等の更なる制度・運用の改善について検討する。
- ・農業者がマーケットインの発想で生産のみならず加工や販売に取り組むに当たって課題に直面した際に、その分野について知見のある異業種の専門家を活用して解決を図る取組を推進する。

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。
- ・地域と結び付いた特色ある農林水産物・食品について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づく地理的表示（GI）の登録を推進するとともに、諸外国との GI 相互保護を促進することにより海外における GI 保護を推進し、海外での日本産ブランドの創出・向上を図る。
- ・まだ食べられる状態で廃棄される食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化する。また、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、必要としている人や施設に届けるフードバンク活動を推進する。

⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、日本の食文化と国産食材を内外にアピールする場として活用することを目指し、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう調整を進める。また、基礎的な準備として、GAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大を推進する。また、GAP・HACCP に関し、国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、本年度中に運用を開始し、国際規格化に向けた取組を加速する。

iii) 輸出力の強化

我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を、我が国農林水産物・食品の販路に取り込む。このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

特に、同戦略において新たに提示された、

- 1) 在外公館、海外現地事務所、関係省庁等の様々なルートから得られる現地ニーズなど輸出に関する情報の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への一元的な集約と、ウェブページやメールマガジン等を活用した農林漁業者・食品事業者への提供
- 2) 日本食材の品質を世界にアピールするための、
 - ・日本農林規格（JAS）の仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討
 - ・インバウンド施策との連携による、外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大
 - ・日本文化・食文化と一体となった日本茶を含む日本食材の売込み
 - ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
 - ・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用
- 3) 日本食材の戦略的な販売・プロモーションを進めるための、
 - ・輸出戦略実行委員会の下に設置する企画戦略会議において、JETROの機能を最大限活用しつつ行う、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行
 - ・ジャパンプランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備
 - ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成
 - ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発
- 4) 様々な販売ルートの開拓の一環として、農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援
- 5) 国内の卸売市場の輸出拠点化のための、
 - ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進
 - ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和
 - ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備
- 6) オールジャパンでの幅広い選択肢を持った交渉により、食品安全、放射性物質、検疫、通関手続などの輸出に関する諸外国の規制等の緩和・撤廃を加速するための、関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム（仮称）」の本年夏までの設置

- 7)国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化のための、
- ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書、本年度中を目指した範囲の拡大
 - ・動植物検疫について、主要海空港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応

について、「7つのアクション」として速やかに着手する。

また、同戦略で定める「国・地域別の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」（「2つのメッセージ」）について、事業者が輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、全国各地での説明会の開催や、ホームページ、SNS等の活用により周知を進める。

これらの取組により、農林水産物・食品の輸出額について、2020年の1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指し本年秋までに新たな輸出額の達成目標を取りまとめる。

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化①」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	<p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県段階に農地中間管理機構を準備する法律の成立・施行(2013年12月成立、2014年3月施行) 都道府県における農地中間管理機構の指定(2014年11月時点で全都道府県で指定完了) 機構の活動を農林水産業・地域の活力創出本部で検証・評価(2015年6月) 約9割の地域で農地プランの作成を実施(2015年6月末時点) 平成28年度税制改正において、農地保有に係る課税の強化・軽減について措置 	<p>経費要求 税制改正要望等</p> <p>農地プランの継続的な見直しを行い、プランに則した担い手の育成・農地集積を促進</p> <p>耕作放棄地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた耕作放棄地予備軍も含めた耕作放棄地の発生防止・解消対策の実行</p>	<p>農地プランの継続的な見直しを行い、プランに則した担い手の育成・農地集積を促進</p> <p>耕作放棄地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた耕作放棄地予備軍も含めた耕作放棄地の発生防止・解消対策の実行</p>	<p>農地プランの継続的な見直しを行い、プランに則した担い手の育成・農地集積を促進</p> <p>耕作放棄地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた耕作放棄地予備軍も含めた耕作放棄地の発生防止・解消対策の実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される
	<p>経営所得安定対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の直接支払交付金の2018年度から廃止を決定(2013年11月) 畑作物の直接支払交付金を担い手を対象として実施する(2014年6月) 米政策の見直し 5年後(2018年度)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも必要に応じて生産が行える状況になるよう取り組むことを決定(2013年11月) 米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3月以降随時) 「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ(2015年3月) 	<p>畑作物の直接支払交付金を担い手を対象として実施</p> <p>収入保険に関する調査事業の実施・収入保険等に関する法上の措置の検討</p> <p>農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産数量目標の配分の工夫 きめ細やかな情報提供 主食用米以外の作物の自作化(戦略作物の生産性向上・自作化・生産コストの低減) 安定取引の推進(米の安定取引の拡大、現物市場の活性化) 飼料用米について、生産コストを調査・公表 	<p>畑作物の直接支払交付金を担い手を対象として実施</p> <p>収入保険に関する調査事業の実施・収入保険等に関する法上の措置の検討</p> <p>農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産数量目標の配分の工夫 きめ細やかな情報提供 主食用米以外の作物の自作化(戦略作物の生産性向上・自作化・生産コストの低減) 安定取引の推進(米の安定取引の拡大、現物市場の活性化) 飼料用米について、生産コストを調査・公表 	<p>畑作物の直接支払交付金を担い手を対象として実施</p> <p>収入保険に関する調査事業の実施・収入保険等に関する法上の措置の検討</p> <p>農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産数量目標の配分の工夫 きめ細やかな情報提供 主食用米以外の作物の自作化(戦略作物の生産性向上・自作化・生産コストの低減) 安定取引の推進(米の安定取引の拡大、現物市場の活性化) 飼料用米について、生産コストを調査・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状比4割削減する
	<p>経営所得安定対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の直接支払交付金の2018年度から廃止を決定(2013年11月) 畑作物の直接支払交付金を担い手を対象として実施する(2014年6月) 米政策の見直し 5年後(2018年度)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも必要に応じて生産が行える状況になるよう取り組むことを決定(2013年11月) 米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3月以降随時) 「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ(2015年3月) 	<p>法人化推進体制の整備</p> <p>法人の経営力向上</p> <p>青年就農の定着、雇用の促進</p> <p>産業界と連携した人材育成の取組の全国展開</p>	<p>法人化推進体制の整備</p> <p>法人の経営力向上</p> <p>青年就農の定着、雇用の促進</p> <p>産業界と連携した人材育成の取組の全国展開</p>	<p>法人化推進体制の整備</p> <p>法人の経営力向上</p> <p>青年就農の定着、雇用の促進</p> <p>産業界と連携した人材育成の取組の全国展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2025年まで)で飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年度比2倍に向上させる
	<p>生産資材価格形成の仕組みの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業競争力会議・規制改革会議において議論を開始(2016年2月) 農業者組合・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革 農業委員会の選出方法の見直し 農業生産法人の役員要件・構成要件の見直し 農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行等を盛り込んだ農業協同組合法等の改正法が成立(2015年9月) 改正法の原則 	<p>安全確保ガイドラインの策定</p> <p>個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進</p> <p>大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進</p>	<p>安全確保ガイドラインの策定</p> <p>個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進</p> <p>大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進</p>	<p>安全確保ガイドラインの策定</p> <p>個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進</p> <p>大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする
	<p>革新的技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ロボト小農圃」に係る安全確保ガイドライン(案)を取りまとめ(2016年3月) 農圃システムで利用される各種の名称、規格等の標準化(2016年3月) 				

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化②」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
<p>○農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51サブファンドを設立し、92件出資決定(2016年4月) ・農業参入した企業等によるファンド活用推進のためのガイドライン策定(2014年10月) ・サブファンドの出資割合の引上げを可能とするための措置(2014年10月) ・農業の6次産業化に必要な農業生産基盤の充実のための「ガイドライン」策定(2015年3月) 	<p>支援基準 改正</p> <p>今回の改正内容(支援事業者への出資対象の拡大)を含めた制度の1層の周知を図り、更なる出資拡大を推進</p>	<p>概算要求 我田改正要望書</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする
<ul style="list-style-type: none"> ・指定団体との生乳取引の多様化を図るための通知を发出(2014年9月) ・6次産業化のための小規模な乳業施設等の設置規制の緩和に係る告示制定等を実施(2014年11月)・関係者へ周知 ・6次産業化の取組件数 284件(2015年4月) 	<p>改革内容の周知を徹底し、新たな生乳取引の実施につなげる</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする
<p>○生産者優位の流通・加工構造の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地競争力支援・規制改革本部において議論を開始(2016年2月) 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を策定(2013年12月) ・加工食品の原料原産地表示については、現在、22食品群+4品目に對して義務付け。 ・消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度」に関する検討会」を設置(2016年1月) 	<p>検討の継続</p> <p>品種開発の加速化、ICT等の活用による栽培・品質管理の高度化等により、強みのある農産物を全国で生み出す(2016年末までに100以上創出)</p> <p>本年秋季を目標に中間的な取りまとめ</p>	<p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>取組の更なる推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するための法律が施行(2015年6月)され、2016年3月時点で12産品を登録。 ・地理的表示の国際協定等に基づき海外との相互保護を可能とする仕組むを導入するための改正法案を閣議決定(2015年3月) <p>地域食材の利用を促進する「食のモデル地域構築計画」を65件認定(2013年11月)</p> <p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー・電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)が2013年11月成立、2014年5月施行</p>	<p>制度の定着を図り、地域におけるブランド化の推進及びグローバル化に対応</p> <p>商工会等の異業種との連携による国産農林水産物の消費拡大や学校給食における利用拡大</p> <p>2018年までに再生可能エネルギー・電気の発電を活用し地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で100地区以上実現</p>	<p>中間的な取りまとめを踏まえた対応</p>			
福祉、観光等と連携した都市と農村の交流を推進					

国内バリューチェーンの連結

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化③」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p> <p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p> <p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p> <p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p> <p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>
	<p>戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)</p> <p>関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供</p> <p>日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討</p> <p>外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大</p> <p>・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み</p> <p>・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売</p> <p>・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用</p> <p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進</p>	<p>結果報告 出展改正要望書</p> <p>販</p> <p>生米</p> <p>消費協会</p> <p>検討結果を踏まえた取組の実施</p> <p>継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供</p> <p>ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等</p> <p>省内における検討</p> <p>【本と農の連携窓口 ログ説明会、生鮮野菜】</p> <p>企画立案</p> <p>有識者委員会において、支援対象地域を決定</p> <p>モデルコースの策定</p> <p>在外公館に対する指示</p> <p>ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す</p>	<p>JAS調査会に開ける懇話会</p> <p>海外へのPR</p> <p>イベントの実施</p> <p>マナーアップ、交流型滞在プログラムの開発等の実施</p> <p>広域観光周遊ルート「チーム旅」の推進</p> <p>在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本産品PRのイベントを継続的に実施</p> <p>ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討</p>	<p>具体的な特産品の整備</p> <p>運用の開始</p> <p>適宜追加認定</p> <p>引き続き取組を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p> <p>引き続き支援を実施</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>

輸出力の強化①

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化④」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
<p>○日本食材の戦略的な販売・プロモーション・ジャパンブランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備</p> <p>・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする。1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成</p> <p>・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発</p>	<p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>2015年度から2017年度までで作成・公表</p> <p>青果物について、香港でリレー出荷販売</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p>	<p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p>	<p>対象品目・国を拡大</p> <p>4半期ごとに更新・見直し・公表</p> <p>高電圧方式の鮮度保持冷蔵コンテナによる輸送サービス</p>	<p>対象品目・国を拡大</p> <p>4半期ごとに更新・見直し・公表</p> <p>高電圧方式の鮮度保持冷蔵コンテナによる輸送サービス</p>	<p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p> <p>販賣時期・出荷の調整</p>
<p>○農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援</p> <p>○国内の卸売市場の輸出拠点化</p> <p>・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進</p> <p>・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和</p> <p>・卸売市場内での輸向けコンテナヤード等の整備</p> <p>○規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置</p> <p>○国内での輸出入関係手続の簡素化・迅速化</p> <p>・NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の、本年度中を目指した範囲の拡大</p> <p>・動植物検疫について、主要海空港以外での早期・深夜・土日・祝日の柔軟な対応</p>	<p>海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるような緩和と緩和</p> <p>テーマ設置</p> <p>輸出証明書、海運証明書、衛生証明書の発行申請をNACCSで行うことを可能とすることについて、2016年度中の実施を目指し調整</p> <p>事業者の要請に応じて、主要海空港以外の海空港や就労地・集荷地・市場においても動植物検疫に係る輸出貨物を検査を実施</p>	<p>見本市や商談会を活用して、海外バイヤーを市場に招へいし、市場利用を促進</p> <p>各市場の整備方針を確立・開啓</p> <p>各国への働きかけを実施、交渉結果を踏まえて交渉方針を適宜見直す</p> <p>NACCSによる各種証明書の発行申請を可能とする</p> <p>引き続き動植物検疫に係る輸出貨物を検査を実施</p>	<p>検討結果を踏まえ、取組を推進</p> <p>更なる取組を推進</p> <p>コンテナヤード等輸向け対応型の施設整備</p>	<p>検討結果を踏まえ、取組を推進</p> <p>更なる取組を推進</p> <p>コンテナヤード等輸向け対応型の施設整備</p>	<p>2020年の農林水産物・食品の輸出入額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。</p>

輸出力の強化②

「規制改革実施計画」農業分野抜粋

3 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

生産者の努力が報われる農業を実現するとともに、最終需要者のニーズに十分対応した供給がなされるようにしていく観点から、①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者に協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	厚生労働省

②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	<p>以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。</p> <p>a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策 ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組 ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策 <p>b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策 ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組 ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策 	平成28年秋までに具体的施策について検討・結論	農林水産省 経済産業省
6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	<p>公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。</p> <p>a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。</p> <p>b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。</p>	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省

農政をめぐる情勢

平成28年6月14日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉